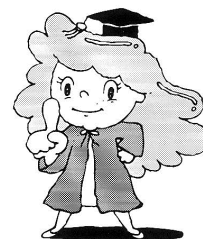


1-10. 全ての贈与は 必ず!!!《贈与証書》を作成する必要があります

110万円の贈与は、20万円以上の相続税が節税できます。

1. 相続税では贈与はほとんど認められません

相続税の調査で、贈与はほとんど認められません。



2. 必ず!!!《贈与証書》を作成する

贈与金額が110万円以下でも、必ず!!!贈与として認められる条件を備えた《贈与証書を作成すること》が必要です。

3. 贈与税の申告をする

《贈与金額が110万円を超える場合には》必ず! 《贈与税の申告をすること》が必要です。

4. 印かんを変える

贈与を受けた人(受贈者)《専用の印かんを定めて使うこと》が必要です。
是非!! 名前入りの印鑑を作りましょう。

5. 《確定日付》をとる

《贈与した日》を実証する方法として公証役場で《確定日付》(800円)をとる方法があります。

裏面の《贈与証書》をコピーして使ってください。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL:(0532)53-5333(代) FAX:(0532)53-5118

贈与証書

贈与をする人 (贈与者)	平成 年 月 日	留意点
	〒 住所	争族を防止する ため
	氏名 ㊟	なるべく自署する

贈与する財産		
贈与対象者	〒 住所	
	氏名 (続柄：贈与者の)	

贈与を受けた人 (受贈者)	平成 年 月 日	留意点
	〒 住所	贈与を受けたことを 立証するため
	氏名(自署) ㊟ (生年月日： 年 月 日生 歳)	必ず！！自署する

受贈者の 親権者 又は代理人	平成 年 月 日	留意点
	〒 住所	字の書けない人や 未成年者の場合
	氏名(自署) ㊟ (続柄：受贈者の)	必ず！！自署する

この贈与証書をコピーして使ってください。